

資料提供
平成20年6月6日
課名 水産課
担当者 宮林・木村
内線 3610,3611

コイヘルペスウイルス病への対応について

1 概要

6月6日(金)、三原市の養殖業者から持ち込まれたニシキゴイ5尾について、広島県立総合技術研究所水産海洋技術センターが検査したところ、本日(6月6日)コイヘルペスウイルスの陽性が確認された。

2 発生状況等

検査日	発生場所	県の検査結果
6月6日	三原市の養殖業者の飼育池 養殖用野池 2,500㎡ 3,750トン	検体5尾中5尾から陽性反応

3 対応

(1) 対策本部等の設置

6月6日、農林水産局に広島県養殖水産動植物特定疾病対策本部を設置するとともに、尾三地域事務所農林局に現地対策本部を設置した。

(2) 養殖業者への指示

- ①当該池からの排水を停止すること。
- ②6月6日(金)に、当該業者に対し当該池のコイの処分等を命令した。

(3) 関係団体への指示等

広島県内水面漁業協同組合連合会及び広島県淡水魚養殖組合(ニシキゴイ養殖業者の団体)を通じ、発生状況を連絡するとともに、各漁場及び養殖場でのまん延防止の徹底について指示した。

(4) 三原市への要請

周辺住民に対し、コイヘルペスウイルス病の発生を伝えるとともに、飼育しているコイの異常の有無について確認を行うよう要請した。

今後の本疾病の発生に対し、周辺河川も含めた監視の強化と、処理魚の適正な処分に対する協力を要請した。

(5) 感染経路の解明

へい死が確認された池のコイについて、感染ルートの早期解明を進める。

コイヘルペスウイルス病はコイ特有の病気であり、マゴイとニシキゴイのみが発病します。コイヘルペスウイルスは、30℃以上では増殖することができないため、ヒトには感染しません。また、仮に感染したコイを食べても人体にはまったく影響ありません。

(宇和島記者クラブには南予地方局経由で同時配布)

お知らせ

平成20年6月3日

農林水産部水産局水産課

鬼北町のため池で発生したコイヘルペスウイルス（KHV）病について

このことについて、次のとおりお知らせします。

記

5月28日に北宇和郡鬼北町かいちがおくの嘉市ヶ奥池（灌漑用ため池）でへい死したニシキゴイが、独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所における検査で、6月2日、コイヘルペスウイルス（KHV）病に感染していたと確定診断された。

これを受けて県では、病気のまん延を防ぐため、鬼北町等に毎日の巡回調査とへい死魚の回収・焼却処分を依頼するとともに、現地に看板を設置するなど、周辺の住民にコイを持ち出さないよう指導する。

なお、KHV病は、コイ特有の病気であって、コイ以外の魚や人へは感染しない。

また、当該池は、愛媛県内水面漁場管理委員会指示に基づき、KHV病のまん延防止措置として、4月1日付けで知事からコイの持ち出しを制限する水域「愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目黒川及び家地川の本支流並びにこれらと接続一体をなす内水面」として指定されている。

お問い合わせ先

○愛媛県農林水産部水産局水産課漁場管理係
Tel 089-912-2621（内線 2621）担当：桧垣、加地

○愛媛県南予地方局水産課水産係
Tel 0895-22-5211（内線 341）担当：川上、黒野

